

催物（イベント）の開催に関する協力依頼

緊急事態宣言等解除後の経過措置と同等の開催制限を要請

期間：令和3年(2021)年8月2日（月）～8月31日（火） ※終期は予定。状況を見て判断。

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100%以内※1	5,000人又は 収容定員50%以内 (最大10,000人まで) のいずれか大きい方※4	21時まで※5
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2,3		

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※4 収容定員が設定されていない場合は、10,000人以下とする。

※5 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」（別紙）を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること
- 8月1日までに販売されたチケットは、上記要件は適用せず、キャンセル不要とする。ただし、8月2日以降は上記要件を満たさないチケットの新規販売を停止すること。また、8月2日以降に販売開始されるものは、上記要件を全て満たすこと